写

5年保存

基労補発第１０３１００１号
平成１７年１０月３１日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（契印省略）

中皮腫の診療のための通院費の支給について

移送費に係る取扱いについては、昭和３７年９月１８日付け基発第９５１号（改正昭和４８年２月１日付け基発第４８号）（以下「通達」という。）及び昭和５９年１１月２０日付け補償課長事務連絡第３２号（以下「事務連絡」という。）により実施しているところであるが、石綿による疾患、特に中皮腫については、診療に当たる専門医や医療機関数の拡充に努めているものの、現状においては、未だ、全国的に居住地等の近くに専門的な診療に当たることのできる医療機関の設置数が確保できていないという実状にある。

このような実状に鑑みて、中皮腫の診療のための通院費の支給については、当分の間、特に下記のとおり取扱うこととしたので、遺憾のないようされたい。

記

１　通院費の支給要件の運用について

通院費の支給要件を示した通達記１の(3)のイ及びロについては、中皮腫の診療のための通院について以下のとおり運用する。

(1) 中皮腫にり患した労働者が通院した医療機関については、事務連絡記の１の(2)に掲げる事項を勘案のうえ、初めての通院でない場合は、当該通院が当該傷病労働者を診察した医師の紹介等に基づく通院であることが確認できたときに「当該傷病の診療に適した指定医療機関」に該当するものとして取扱うこと。

(2) 「４キロメートルをこえる通院」の範囲については、これまで事務連絡記の１の(3)の⑥において「起点の所在する市町村若しくは特別区（東京２３区のそれぞれの区をいう。以下同じ。）、又はこれに隣接する市町村若しくは特別区の範囲を限度とすること。」としてきたところであるが、今般、中皮腫に係る専門的医療機関の分布状況を踏まえた通院の実態等を考慮し、その範囲を拡大するために「起点の所在する区域（別表に掲げる全国を７つに分割した区域）

の範囲を限度とすること」としたこと。

なお、起点が所在する区域外への通院については、当該区域の住民の通院慣行、当該区域の交通事情等に基づき、個別に判断するものであること。

2　本省への協議について

上記１の(2)のなお書きの通院に該当する事案その他判断に当たり疑義のある事案については、本省に協議のうえ決定を行うこと。

なお、協議に際しては次の文書を添付すること。

(1) 調査復命書

(2) 診療費請求内訳書

(3) その他判断の参考となる資料

写

1年未満保存

事　務　連　絡
平成１７年１０月３１日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）
（　契　印　省　略　）

「中皮腫の診療のための通院費の支給について」の運用について

標記については、平成１７年１０月３１日付け基労補発第１０３１００１号をもって通知されたところでありますが、中皮腫にり患した労働者に係る通院の状況について情報を収集し、今後の参考としたいので、当分の間、本省協議事案以外の事案についても、決定後速やかに請求書、決議書及び調査復命書の写を補償課医事係まで送付していただきますようお願いいたします。

また、移送費の調査・決定処理に当たっては通達、事務連絡によることはもとより、以下の点にも留意して処理を行うようお願いします。

① 通院した事実については、レセプト等により突合等確認を行うこと。

② 初めての通院については、昭和５９年１１月２０日付け補償課長事務連絡第３２号記の１の(2)によるほか、必要に応じて、レセプトによる診療内容及び地方労災医員、地方じん肺診査医等の意見も参考にして判断すること。

③ 通院を行っている過程において、主治医より一時的に検査等のため他の医療機関を受診するよう指示を受けた場合の医療機関への通院に要する費用は従来どおり、昭和３７年９月１８日付け基発第９５１号（改正昭和４８年２月１日付け基発第４８号）記の１の(3)通院ではなく(2)転医等に伴う移送として取扱うものであること。

別表

区域	管轄都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東海・北陸	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(6) 移送費（通院を含む。）（昭和37．9．18基発951号、昭和48．2．1基発48号）

移送費とは、傷病労働者が負傷又は傷病のため入院治療を必要としたとき又は転医せざるを得ないときに、その医療機関まで歩行することができない場合又は歩行することが極めて困難な場合等に支給される費用である。

イ 移送（通院を含む。）の認められる条件

(イ) 災害現場から医療機関へ移送する場合

(ロ) 入院の必要が生じ、自宅等から医療機関に収容する場合

(ハ) 監督署長の勧告による転医（転地又は帰郷療養を含む。以下同じ。）の場合

(ニ) 担当医師の指示による転医又は対診の場合

(ﾎ) 担当医師の指示による退院の場合

(ﾍ) 住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の診療に適した指定医療機関へ通院する場合であって交通機関の利用距離（住居地と勤務地との間は除く。）が片道2キロメートルを超える通院

ただし、当該傷病の症状の程度からみて交通機関を使用しなければ通院することが著しく困難であると認められる者についてはこの限りでない。

(ﾄ) 住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の診療に適した指定医療機関がないために4キロメートルを超える最寄りの指定医療機関への通院

(ﾁ) 監督署長が診察を受けることを勧告した医療機関への通院

ロ 移送費の給付の範囲

(ｲ) 交通機関（電車、自動車等）の運賃

傷病労働者の傷病の状況等からみて、一般に必要と認められるもの。

(ﾛ) 移送に従事した者の日当

a 付添看護人の日当は、その地区における一般看護人の日当額以内とする。

b 同一事業場の労働者の場合は、その労働者の通常の労働日の賃金以内とする。

c 配偶者及び二親等内の血族が移送に従事する場合は、日当は支給されない。

ハ 添付書類

移送に要した費用の額を証明する領収書等

なお、自家用自動車の使用については昭和53年7月6日付け基発第386号参照